

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州における外出制限一部解除（5月2日（土）0：01より）

2020年4月26日
在ブリスベン総領事館

●26日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、QLD州に於ける新たな感染の発生が極めて減少していると思われる勇気づけられる状況を踏まえ、5月2日（土）の未明（午前零時01分）より、現行の社会的距離の確保等一定の条件の下、QLD州における現在の外出制限（ステイ・アット・ホーム）を一部緩和し、レクリエーション目的の外出が認められると共に、外出可能距離が拡大される旨、発表しました。

発表概要は次のとおりです。

1 QLD州住民は、3つの条件（①社会的距離及び衛生管理を保つ、②自宅から50km以内とする、及び③外出は、同一世帯居住者同士、または、個人とその友人1名までによるものとする）の下、例えば、以下の目的による外出を楽しむことが可能となる。

- ・ドライブ
- ・レジャーとしてのオートバイ、ジェットスキー、プレジャーボートの利用
- ・ピクニック
- ・国立公園の訪問
- ・不可欠ではない物資の購入

2 集会及び来客の制限を含む、他の全ての規制はこれまで通り適用される。

3 本緩和措置は、規制解除が感染抑制にどのような影響を及ぼすかについて試験的に運用するものであり、新たな感染の発生を注意深く観察し、開始から2週間後に、本緩和措置の見直しを行う。感染者が急増する場合には、躊躇なく取りやめる。

パラシェ首相及びマイルズ保健相連名の26日付メディア・リリースの内容については、以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/4/26/covid-restrictions-ease>

また、本件措置の詳細（現在適用されている他の規制措置も詳述）については、ヤング州首

席医務監が26日午前11時59分に発出した、以下の「自宅滞在、移動及び集会に関する指令第2号」(英文)をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/home-confinement-movement-gathering-direction>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>